

2008

4月号



469

広報

かわち



KOHO
KAWACHI



<主な内容>

平成20年度町予算のあらまし……P 2～5

障害福祉係からのお知らせ……P 6～7

医療福祉(マル福)が変わります…P 8

生涯学習のとびら………P 10

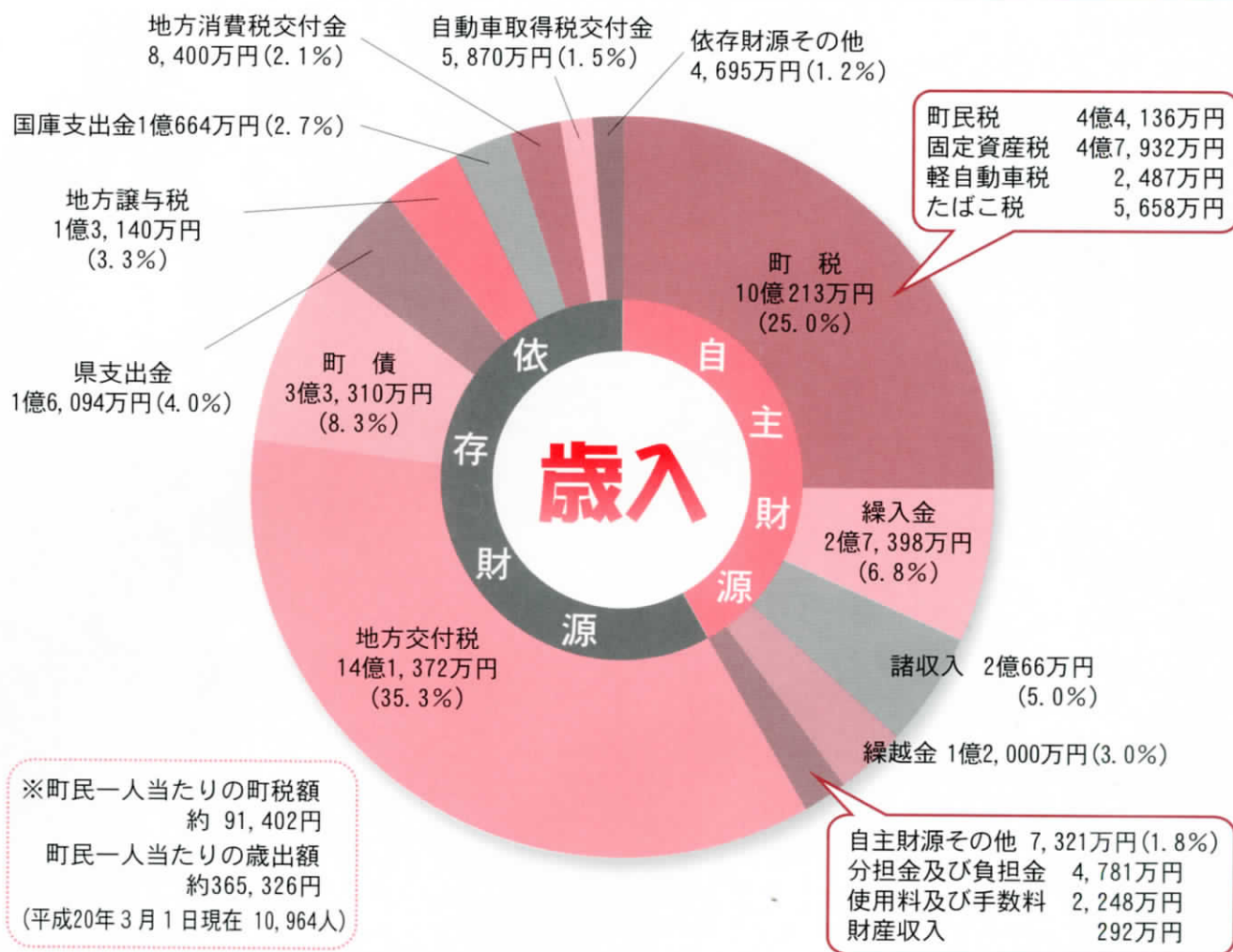
4月5日、源清田保育所で入所式と進級式が行われました。今年度から長竿保育所と統合し、例年よりもたくさんの子ども達の笑顔でいっぱいでした。

(写真:平成20年度源清田保育所入所式より)

平成20年度町予算のあらまし

一般会計予算は 40億543万円

「太陽が光りかがやく 水とみどりの調和した 安心して暮らせるまちづくり」に向けた、平成20年度各会計予算が決まりました。一般会計予算を主にその概要についてお知らせします。



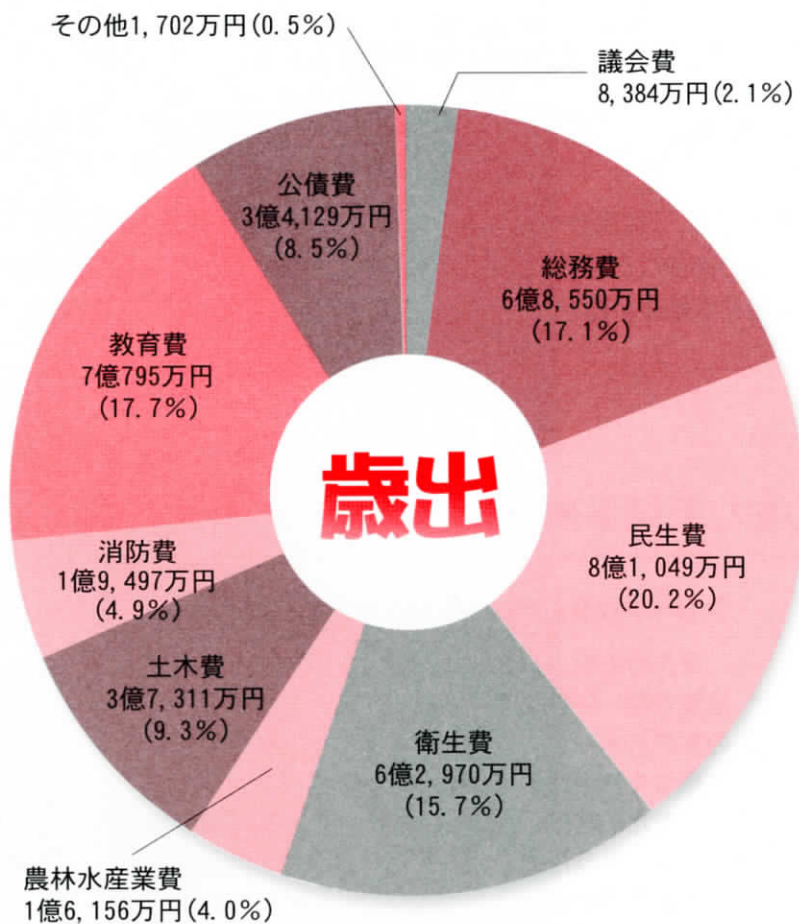
平成20年度町予算編成方針

平成20年度の予算編成は、地方財政計画に鑑みることがもとより、行政改革を強力に推進するために、集中改革プラン（行政改革大綱）の諸課題を適切に予算に反映することが重要です。特に、学校教育の充実と保育所、幼稚園の統廃合を視野に入れた施設整備等や、住民からの要望による耐震危険校舎等改築整備は、これからの河内町を担う子どもたちの教育、子育て環境を整えるための重点課題として位置づけております。

また、河内町ではやる気のある地方が自由に独自の施策を展開することにより、「魅力ある地方」に生まれ変わることを目的とした「頑張る地方応援プログラム」を策定、公表しており、地域の将来を見据えて、自ら考え、前向きに取り組む努力を行っています。

少子高齢化等を背景とした、多種多様化した行政課題に弾力的に対応していくためには、メリハリの効いた予算の重点化、効率化を行い、これまで行ってきた歳出削減の努力を決して緩めることなく、新たな歳出を行う際には他の経費の削減で対応することを原則として、より効率的な行政運営に努め、最大限の歳出削減を行っていく必要があります。そして、限られた財源の中で、「太陽

◆議会費	8,384万円
◆総務費	6億8,550万円
総務管理費	4億9,195万円
徴税費	1億4,199万円
戸籍住民基本台帳費	4,417万円
など	
◆民生費	8億1,049万円
社会福祉費	4億7,028万円
児童福祉費	3億3,981万円
など	
◆衛生費	6億2,970万円
保健衛生費	3億2,185万円
清掃費	3億785万円
◆農林水産業費	1億6,156万円
◆商工費	1,202万円
◆土木費	3億7,311万円
土木管理費	6,030万円
道路橋りょう費	5,493万円
都市計画費	2億5,694万円
など	
◆消防費	1億9,497万円
◆教育費	7億795万円
教育総務費	9,902万円
小学校費	3億5,317万円
中学校費	7,613万円
社会教育費	6,051万円
学校給食費	8,315万円
など	
◆公債費	3億4,129万円
◆予備費	500万円



が光りがやく 水とみどりの調和
した 安心して暮らせるまち河内」
を目標として、きめ細かい行政運営
を目指し予算編成をすることとしま
した。

なお、特別会計についても、財政
健全化の取り組みを強化し、急増す
る繰出金の抑制を中心として特別会
計設置の原点に立ち、一般会計予算
の編成方針に準拠して予算編成を行っ
ています。

（平成20年度河内町予算編成方針
より抜粋）

平

成20年度の河内町予算が成立
しましたのでお知らせします。

一般会計予算の総額は40億543万
円で、前年度と比較して2億7,9
63万円（7・5%）の増となつて
おります。（千円以下端数処理）

限られた財源を効率的に配分し、
「太陽が光りがやく 水とみどりの
調和した 安心して暮らせるまち
河内」の実現に向けた予算編成を行
いました。

【一般会計歳入】

一般会計の歳入構成については、
地方交付税、町税で歳入全体の60・
3%を示しており、続いて町債8・
3%、繰入金6・8%、諸収入5・
0%の順になっております。前年度
当初予算と比較すると地方交付税、

国・県支出金、町債等が増額となり、
一方で町税、地方消費税交付金、繰
入金等が減額となっております。

町税予算額は、10億213万円で
前年度比1・0%減となり、法人税
割の伸び悩み等による町民税の減額
が見込まれる中で、前年度実績を踏
まえ堅実に計上しております。また、
本町の大きな収入源となっている地
方交付税は、14億1,372万円で
前年度比3・7%増となり、平成20
年度地方財政計画における地方再生
対策費の創設等の地方交付税制度の
見直しを踏まえ試算しております。

【一般会計歳出】

歳出予算については、最も構成比
の高いものは民生費の20・2%で、
以下教育費17・7%、総務費17・1
%、衛生費15・7%の順となっております。
前年度当初予算と比較する
と農林水産業費、土木費、消防費等
が減額となり、一方で民生費、衛生
費、教育費等が増加しております。

主な事業としては、新規事業とし
て生板小学校屋内運動場危険改築事
業や源清田保育所施設整備事業等が
あります。また、コミュニティバス
運行事業、生活環境改善事業、次世
代育成支援金、水田農業構造改革対
策事業等についても引き続き計上し
ております。

太陽が光りがやく 水とみどりの調和した 安心して暮らせるまちづくりに向けて

河内町は、「住民がやすらぎをもち、安心して暮らせるまちづくり」「太陽と水と緑の農業空間を活かしたより魅力あふれるまちづくり」「明日を見据えた人とこころを育むまちづくり」を3つの基本理念としてまちづくりに取り組み、基本計画を定めています。その項目ごとに今年度行う主な事業を紹介します。

平成20年度の主な事業概要

○主な新規事業

- ・生板小学校屋内運動場危険改築事業 25,275万円

現在の生板小学校の体育館は、昭和49年3月に建築され、学校教育のみならず多くの地域の住民の方のスポーツ、レクリエーション活動の場として幅広く利用されてきました。近年は築34年が経過したため老朽化が進み、床のきしみや雨漏り等が目立つようになりました。平成14年4月には、保護者及び地域住民の方々1,856名の署名による建て替え要望の陳情書が提出されています。

これらのことを受け、平成19年度に耐力度調査（老朽化の調査）を行った結果、危険建物に該当することから今年度改築工事を実施するものです。

- ・源清田保育所施設整備事業 6,657万円

平成21年4月からスタートする「認定子ども園※」の開設準備に伴う保育所施設整備事業です。

※「認定子ども園」とは、就学前の子どもに幼児教育・保育を提供し、また、すべての子育て家庭を対象とした子育て不安等に対応した相談や親子の集いの場を提供する施設です。



○その他の主な事業

福祉・保健の向上

地域福祉

- ・町社会福祉協議会補助金 2,756万円

児童福祉

- ・保育所運営費(源清田保育所施設整備事業含む) 24,919万円
- ・児童手当 6,744万円
- ・次世代育成支援金 1,242万円
- ・放課後児童健全育成事業(児童クラブ) 970万円

高齢者福祉

- ・老人保護措置費 1,596万円
- ・シルバー人材センター運営補助金 380万円
- ・敬老福祉大会事業 280万円
- ・外出支援サービス事業 231万円
- ・愛の定期便事業 100万円

障害者福祉

- ・障害福祉サービス費 4,919万円
- ・自立支援医療更生医療費 1,049万円
- ・地域活動支援センター事業 517万円
- ・日常生活用具給付事業 147万円
- ・補装具給付事業 105万円

保健・医療

- ・医療福祉費(マル福) 6,431万円
- ・特定健康診査等事業 1,205万円
- ・予防接種業務 994万円
- ・妊婦乳児健康診査業務 375万円
- ・病院群輪番制病院運営費 288万円
- ・難病患者支援費 198万円

生活環境の向上

ごみ処理

・龍ヶ崎地方塵芥処理組合分担金	21,328万円
・塵芥処理収集事業	2,209万円
・新清掃工場関連施設分担金	1,300万円

し尿処理

・龍ヶ崎地方衛生組合分担金	5,293万円
・合併処理浄化槽設置整備事業	622万円

消防・防災

・稲敷地方広域市町村圏事務組合消防費負担金	15,132万円
・稲敷地方広域市町村圏事務組合水防費負担金	216万円

航空機騒音対策

・生活環境改善事業(民家防音)	5,005万円
-----------------	---------

教育文化の向上

学校教育

・給食調理業務委託	3,410万円
・耐震診断調査設計等委託(中学校)	1,066万円
・チームティーチング(小中学校)	914万円
・学校教育指導主事設置事業負担金	900万円
・外国人講師派遣事業	875万円
・スクールバス運行事業(小学校)	485万円
・中学生海外派遣視察研修	437万円

青少年の健全育成

・子ども教室推進費	327万円
-----------	-------

伝統文化・地域文化

・いきいき祭り補助金	700万円
------------	-------

まちの特性を活かした産業の振興

農業の振興

・国営新利根川沿岸地区農業水利事業負担金	3,584万円
・水田農業構造改革対策町単独奨励金	1,500万円
・農道舗装事業負担金	1,006万円
・町特産物PR活動事業	400万円

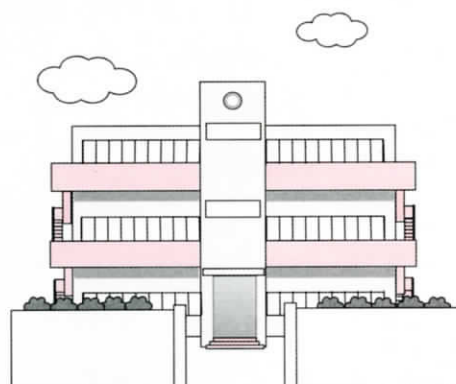
商業の振興

・町商工会補助金	400万円
・信用保証料補給金(自治金融)	360万円

まちづくりの基盤整備

道路・交通

・町道維持補修工事	3,500万円
・町道舗装新設改良工事	1,500万円
・コミュニティバス運行事業	600万円



平成20年度予算総括

会 計 別		平成20年度	平成19年度	比 較	増減率(%)
一 般 会 計		40億 543万円	37億2,580万円	2億7,963万円	7.5
特 別 会 計 等	◇国民健康保険特別会計	13億 102万円	13億6,654万円	△6,552万円	△4.8
	◇老人保健特別会計	9,270万円	10億9,138万円	△9億9,868万円	△91.5
	◇介護保険特別会計	5億8,350万円	5億8,678万円	△328万円	△0.6
	◇介護サービス事業特別会計	972万円	999万円	△27万円	△2.7
	◇後期高齢者医療特別会計	2,926万円		2,926万円	皆増
	◇下水道事業特別会計	3億7,805万円	4億6,603万円	△8,798万円	△18.9
	◇水道事業会計				
	収益的收入及び支出	2億6,943万円	2億7,984万円	△1,041万円	△3.7
	資本的收入	1,365万円	1,354万円	11万円	0.8
	資本的支出	1億 253万円	1億5,201万円	△4,948万円	△32.6

障 害 福 祉

◆問合せ先◆ 町民課障害福祉係 TEL 8 4 - 2 1 1 1 (内線175)

障害のある人の日常生活を支援するため、次のような福祉サービスを実施しています。(主なものを掲載。ほかにもさまざまなサービスがあります。)

これらのサービスを利用するには、事前に申請が必要です。また、サービスの種類により、介護保険制度が優先されるものがあります。

なお、本人・家族の課税状況等に応じて、費用の一部負担がある場合や、サービスそのものが受けられない場合もあります。(障害の程度においても、受けられないサービスがあります。)

詳しくは、上記問合せ先までご相談ください。

◇手帳制度

身体障害者手帳	対 象 者	視覚、聴覚、平衡機能、音声言語機能、そしゃく機能、肢体不自由、心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能、ぼうこう・直腸機能及び小腸機能に永続する障害がある者。
	内 容	障害の程度により手帳の等級には1級～6級までの区分があります。同一等級の障害が2つ以上ある場合、手帳は一級上になる場合があります。
	援護内容	補装具・日常生活用具の給付、税金の控除及び減免等。(障害の種類・等級等に一定の条件があります。)
療 育 手 帳	対 象 者	児童相談所(18歳未満)又は茨城県福祉相談センター(18歳以上)において知的障害者と判断された者。(知的機能の障害が、おおむね18歳までにあらわれた者。)
	内 容	I Q等の判定により、①(最重度)、A(重度)、B(中度)、C(軽度)の区分があります。
	援護内容	特別児童扶養手当の受給(18歳未満)、障害児福祉手当の受給(18歳未満)、在宅障害児福祉手当の受給(20歳未満の障害児福祉手当未受給者)、税金の控除及び減免、医療福祉費支給制度の適用等。
	有効期限	療育手帳に記載されている次の判定年月まで。(更新には再判定が必要となります。)
精神保健福祉手帳	対 象 者	精神の疾患により、日常生活や社会生活に制約がある者。
	内 容	1級～3級まであります。1級及び2級は国民年金の障害基礎年金の1級及び2級と同程度です。
	援護内容	税金の控除及び減免、県立施設入場料の減免等。
	有効期限	2年間(更新が必要な時には有効期限の切れる3カ月前から更新申請ができます。)

◇自立支援法

サ障 ー害 ビ福 ス社	内 容	身体・知的・精神に障害のある者(手帳所持者)に対して、ホームヘルパーの派遣・デイサービス・短期入所の利用、施設等への入所・通所による訓練等のサービス。(介護保険制度が優先となります。)
	費 用	利用料の1割負担となります。
医 自 立 支 療 援	内 容	身体障害の更生に必要な医療や、精神疾患の治療を受けるための医療の医療費の助成。
	費 用	医療費が1割負担となります。

◇補装具の購入・修理

対 象 者	身体障害者手帳の交付を受けている者で、その障害の程度に応じ判定の結果補装具が必要と認められた者。(介護保険制度が優先となります。)		
種 類	視覚障害:盲人安全杖、義眼等。	聴覚・言語機能障害:補聴器等。	肢体不自由:義肢、装具、車いす等。
費 用	基準額の1割負担となります。		

◇日常生活用具の給付・貸与

対 象 者	在宅の自力で日常生活を営むことが困難な重度の身体障害者、心身障害者(児)。(介護保険制度が優先されるものがあり、障害の種類・等級等に一定の条件があります。)
種 類	盲人時計、特殊マット、自動消火器、人工喉頭、ストマ用具、点字器、聴覚障害者用屋内信号装置等。
費 用	基準額の1割負担となります。

◇福祉手当の支給

特別児童扶養手当	対 象 者	心身に著しく障害のある20歳未満の児童の生活に役立てるために、その児童を家庭で養育している者。(障害の種類・等級等に一定の条件があります。)
	支 給 額	1級/月額50,750円、2級/月額33,800円(平成20年3月31日現在)
	支給制限	受給者とその扶養義務者について一定以上の所得があった場合は支給されません。なお、児童が福祉施設等に入所している場合や児童が障害による公的年金を受けることが出来るときは支給されません。
特別障害者手当	対 象 者	在宅で心身に著しく重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする程度の状態にある20歳以上の者。(障害の種類・等級等に一定の条件があります。)
	支 給 額	月額26,440円(平成20年3月31日現在)
	支給制限	受給者、扶養義務者の所得が限度額以上の場合は支給されません。施設に入所しているとき、または、医療機関に3カ月を超えて入院しているときは支給されません。
障害児福祉手当	対 象 者	在宅で心身に重度の障害があるため、日常生活において常時介護を必要とする程度の状態にある20歳未満の者。(障害の種類・等級等に一定の条件があります。)
	支 給 額	月額14,380円(平成20年3月31日現在)
	支給制限	受給者、扶養義務者の所得が限度額以上の場合は支給されません。障害による公的年金を受けることが出来るとき、または、施設に入所しているときは支給されません。
在宅障害児福祉手当	対 象 者	心身に障害のある20歳未満の児童を家庭で介護している者。 (障害の種類・等級等に一定の条件があります。)
	支 給 額	月額3,000円(平成20年3月31日現在)
	支給制限	施設に入所しているとき、または、障害児福祉手当を受給しているときは支給されません。

◇重度障害者(児)住宅リフォームの助成

対 象 者	身体障害者手帳(下肢・体幹又は乳児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害が、1級または2級)及び、療育手帳(A)の交付を受けている者。(介護保険制度が優先。所得制限があります。)
内 容	室内外における移動を容易にするためや、廊下、浴室、トイレ等の使用を容易にするための改造に要する費用(60万円を限度)の4分の3(45万円)以内を助成します。

◇自動車税・自動車取得税の免除

条 件	身体障害者本人が使用するか、または、重度の身体障害者・知的障害者・精神障害者の通院等に使用する車1台(自家用に限ります。)のみ免除。
-----	--

◇有料道路通行料金の減免

条 件	身体障害者本人が運転するか、または、重度の身体障害者・知的障害者が乗車し介護者が運転する車1台のみ、有料道路を利用する際に通行料金が半額免除となります。
-----	--

◇NHK受信料の減免

条 件	身体障害者が属する世帯で町長が低所得であると認める世帯や、重度の知的障害者が属する世帯でその世帯全員が町民税非課税である場合は全額免除。視覚障害者・聴覚障害者が世帯主の場合や肢体不自由者(1・2級のみ)が世帯主の場合は半額免除となります。
-----	---

医療福祉(マル福)が変わります。

◆問合せ先◆

町民課年金医療福祉係 TEL 84-2111(内線182)

重度障害者の方のマル福制度が

改正されます

65歳以上の方のマル福の適用が変わります。

○平成20年4月1日に、老人保健制度が後期高齢者医療制度に移行することに伴い、マル福では、65歳以上の重度障害者の方については、後期高齢者医療制度の被保険者を対象とします。

※現在、老人保健を受けている方は、そのまま、後期高齢者医療制度の被保険者になります。

○65歳以上75歳未満の重度障害者の方については、後期高齢者医療制度に移行しない場合

合、原則として、マル福が受けられなくなりますのでご注意ください。

※65歳以上75歳未満の方で、平成20年3月以前に老人保健の適用を受けずにマル福を受給していた(受給者証の公費負担者番号が「83」の)方については、受給者証の有効期限(平成20年6月30日)まで、引き続きマル福を受けることができます。

後期高齢者医療制度に移行することにより、 国保の住所地特例から変更になる方は、 助成する市町村が変わります。

○国保の住所地特例に準じて、転居前の市町村でマル福を受給していた方で、後期高齢者医療制度の住所地特例に該当しない方(県内の施設に転居された方)については、現住所地(施設所在)の市町村でマル福を受給することになります。

○現在の認定期間(平成20年6月30日)までは、現に受給者証を交付している市町村が引き続き助成をします。

○受給者証の切り替えの際には、現住所地(施設所在)の市町村で新たに受給申請の手続きが必要になります。

7月から重度障害者の方のマル福の所得制限の 基準額が変わります。

○前年所得が左記の金額未満の方について、マル福が適用されます。

現行(平成20年6月まで)

本人・配偶者・扶養義務者

1,000万円

※所得から控除されるもの
青色・白色専従控除、譲渡所得控除



改正後(平成20年7月以降)

扶養親族数	本人	配偶者・扶養義務者
0人	512万9千円	628万7千円
1人	550万9千円	653万6千円
2人	588万9千円	674万9千円
	(扶養親族1人ごとに38万円加算)	(扶養親族1人ごとに21万3千円加算)

※所得から控除されるもの
(主なもの)
配偶者特別控除、障害者控除、特別障害者控除
寡婦控除、寡婦特別控除、勤労学生控除
医療費控除など

乳幼児マル福の所得制限がなくなります

町独自の少子化対策の一環として、4月診療分から乳幼児の方の所得制限を撤廃します。対象者は、平成14年4月2日以降に生まれたお子様で、助成が受けられる期間は小学校入学前の3月31日までです。対象者の方は、申請の手続きをしてください。

妊産婦マル福が変わります

4月診療分から病院窓口でブルーの用紙の提出が必要なくなり、マル福の自己負担金のみを支払うことにより受診できます。保険証・受給者証・母子手帳を提示して受診してください。

町民の快適な健康づくりの推進を目指して

保健センターだより

～難病患者支援費支給制度のお知らせ～

町では、難病患者の皆さんの闘病とその保護者の方の苦勞に報いるとともに、難病の皆さんに対する社会的理解を深め、福祉の増進を図ることを目的として、「一般特定疾患医療受給者証」「小児慢性特定疾患医療受診券」をお持ちの方、またはその保護者の方に支援費の支給を行っています。

支援費：月額3,000円

支給方法：9月と3月に指定の金融機関に振り込みます。

9月支給は4月から9月分、3月支給は10月から3月分です。(申請があった月からになります。)

◆申請方法◆

新規の方：一般特定疾患医療受給者証、印鑑、預金通帳等振込先の分かるものを持参の上、保健センターで申請してください。

継続の方：申請に必要な手続きは新規の方と同じですが、受給者証が更新された際に再度申請してください。

※受給者証は県で発行されるものですので、町では受給者証が更新されたかは分かりません。必ず更新の手続きを行ってください。

麻しん風しん予防接種についてのお知らせ

平成19年春の10代及び20代を中心とした麻しん流行を受けて、厚生労働省は予防接種法施行規則の一部を改正しました。それにより、平成24年度までの期間、麻しん風しん定期予防接種の対象に中学校1年生及び高校3年生に相当する年齢の方が加えられました。

麻しんは感染力が強く、重症化すると後遺症が残ったり時に死に至ることもある病気です。また、風しんについても妊娠時にかかる、胎児に先天性風しん症候群が発生することがあります。この機会に接種をおすすめいたします。

平成20年度の対象者は、高校3年生(平成2年4月2日～平成3年4月1日生まれ)と中学1年生(平成7年4月2日～平成8年4月1日生まれ)の方です。高校3年生に相当する年齢の方には個人通知をしています。中学1年生には学校を通じて通知し、学校での集団接種となります。



精神保健相談のお知らせ

家に閉じこもっている、気分がイライラする、眠れない、など困ったことはありませんか? 専門医や保健師が相談に応じます。

秘密は厳守しますので、安心して利用してください。相談料は無料です。

◆実施日時◆ 毎月第2水曜日・第4火曜日 午後1時30分から ※予約制なので電話で予約してください。(3月までと曜日が変更になっていますのでご注意ください。)

◆実施場所◆ 竜ヶ崎保健所

◆問合せ先◆ 竜ヶ崎保健所保健指導課精神担当 TEL 62-2367(直通)

◆申込・問合せ先◆ 保健センター ☎ 84-4486 または 84-3682

生涯学習のとびら

H20. vol.20

◆問合せ先◆

河内町長 3689-1

河内町教育委員会事務局生涯学習G

☎0297-84-2843 (中央公民館内)

自己の充実・啓発や生活の向上のために、自発的に自分にあった方法で生涯を通じて行う学習・・・それが『生涯学習』です。

『生涯学習のとびら』では、定期的に生涯学習に関する情報（案内や結果など）を提供、お知らせしていきます。

平成19年度 放課後子どもプラン

放課後子どもプランとは、

家庭や地域の教育力の低下が指摘されるようになってきました。

また、子どもを狙った凶悪事件も増加し、大きな社会問題となっています。

そこで、平成19年度より厚生労働省と文部科学省の連携による「放課後子どもプラン」が創設され、放課後児童の安全で健やかな活動場所の確保を図る総合的な放課後対策がスタートすることになりました。これは、厚生労働省所管の「放課後児童クラブ推進事業」、文部科学省所管の「放課後子ども教室推進事業」をすべての小学校区で展開することを目指しています。

河内町で行われる「放課後子ども教室推進事業」を『かわちチャレンジスクール』といいます。

平成19年度は、各小学校体育館でボランティアの方々に手伝っていただきながら実施しました。

遊びの内容は、昔の遊びが主で大豆うつしやけん玉、おりがみ、指編み、輪投げなどです。

子供たちにとってめずらしい遊びもあるようで、ボランティアの方々に教えてもらいながら楽しそうに遊んでいました。また、同じ遊びを何回もチャレンジしている人もいました。

学年の異なる仲間と遊んだり、ボランティアの方々と交流もできた貴重な時間でありました。



生板小

12月12日
参加者31名

「おりがみ」でクリスマスツリーづくり。おもいおもいに飾り付けをしました。



源清田小

1月31日
参加者35名

「大豆うつし」お箸を上手に使って、遊んでいました。



長竿小

2月14日
参加者17名

「けん玉」意外と難しい…と苦戦していました。



金江津小

2月28日
参加者45名

「ゆびあみ」太い毛糸で、マフラーを作りました。

まちのできごと

茨城県選抜チームに選出

～第21回都道府県対抗ジュニアバスケットボール大会出場～



大会出場の報告に役場を訪れた小更彩織さん(右端)

3月28日から30日にかけて行われた(財)日本バスケットボール協会主催の第21回都道府県対抗ジュニアバスケットボール大会における茨城県選抜チームのメンバーに小更彩織さん(当時河内中2年)が選ばれました。大会前の3月19日には大会参加の報告に役場を訪れ、野高町長と石山教育長から激励の言葉を聞かれました。

なお、28日から行われた同大会では、茨城県チームが第3位という好成績をおさめました。

住みよいまちづくりのために

～河内町清掃大作戦～



3月2日、町内各地区で「河内町清掃大作戦」が実施されました。当日は、各地区で早朝から多くの方が参加し、町内のゴミ拾いを行いました。

今回の清掃では、可燃ゴミ1,600キロ、不燃ゴミ4,620キロ、粗大ごみ1,000キロの計5,620キロのゴミが集められました。

参加者の皆さん、ご協力ありがとうございました。今後も、自分達の住んでいる町を住みよいきれいな町にするためにご協力をお願いいたします。

スポーツを通してハツラツと!



3月19日、総合グラウンドで13回目となる「高齢者スポーツまつり」が開かれました。

当日は、ペタンクと輪投げの各種目で技を競い合い、大いに盛り上がりました。

長寿社会においては、スポーツなどを通して心身ともに健康な生活を送ることが大切です。「寝たきりゼロ」を目標に、いつまでも健やかに過ごしてください。



新1年生誕生!! ～町内小・中学校入学式～



20年春、町内の小・中学校では207人の「新1年生」が誕生しました。

小学校入学式では、緊張と不安の入り混じった表情の新入生が、自分の名前を呼ばれると元気よく返事をする姿が印象的でした。早く新しい生活に慣れて楽しい学校生活を送ってください。

・生板小学校	33人
・源清田小学校	23人
・長竿小学校	9人
・金江津小学校	28人
・河内中学校	73人
・金江津中学校	41人

身近な出来事や地元の話題をおよせください。 総務課 TEL 84-2111(内線103)

窓のみんな

4

月

April

お知らせ

生活

国保・医療・介護

なんでも電話相談室

◆とき

平成20年5月10日(土)
午前10時～午後4時

◆受付電話番号

TEL 029-823-7930

◆回答者

ケアマネジャー、ケースワーカー、医療・福祉団体のスタッフ

◆お受けする相談内容

医療や介護サービスの利用で困っていること、費用や保険料負担で困っていること、負担軽減策など。
相談料は無料です。

◆主催

茨城県社会保障推進協議会
TEL 029-823-7930

特設人権相談所

開設のお知らせ

家庭内の問題、虐待、DV、いじめ、同和問題、セクハラ、近隣関係、相続、借地借家、金銭貸借登記、その他のことで、心配ごとや困っていることがあります。たらお気軽にご相談ください。
人権擁護委員、法務局担当官が相談に応じます。
相談料は無料で、プライバシーは厳守されます。

◆開催日

5月14日(水)

午前10時～午後3時
龍ヶ崎市役所

5月15日(木)

午後10時～午後3時
河内町第2公民館

◆問合せ先

竜ヶ崎人権擁護委員協議会
TEL 64-2607

4月の納税

- ◆ 固定資産税(1期) ◆
- ◆ 国民健康保険税(1期) ◆
- ◆ 介護保険料(1期) ◆

徴収日は4月30日です

車いすの無料貸し出し

河内町社会福祉協議会では、疾病・障害・事故などで一時的に車いすが必要になった場合、無料で貸し出しをしています。(貸し出し期間は1カ月を限度としています。)ご利用ください。

◆問合せ先

河内町社会福祉協議会
TEL 84-2830

「法テラス」

を ご存知ですか?

法テラスでは、法的トラブルを抱えてお困りの方に、最適な相談窓口や解決に役立つ法制度に関する情報をお知らせいたします。

また、資力の少ない方を対象とした無料法律相談の

ご案内も行っていきます。

◆開設時間

月曜日～金曜日

午前9時～午後9時

土曜日

午前9時～午後5時

(日曜日と祝日は休み)

TEL 0570-078374

◆問合せ先

法テラス茨城

TEL 050-3383-5390

募集

茨城県育成奨学生

・茨城県奨学生募集

優良な生徒・学生でありながら、経済的理由により修学困難な人を対象に無利子奨学金の貸付をいたします。(卒業から6カ月経過後10年以内に年賦または半年賦返還)

◆対象者

①茨城県育英奨学資金

高校(特別支援学校含む)・専修学校高等課程(修業年限2年以上)の生徒

貸与月額

国公立 18,000円

私立 30,000円

(自宅外は各5,000円加算)

②茨城県奨学資金

大学・短大の学生(学部のみ)

貸与月額

自宅 36,000円

自宅外 40,000円

◆応募資格

茨城県内居住者の子弟。

(学業成績及び家計状況などの条件があります。県教育委員会の実施する他の奨学金等、母子寡婦福祉資金の修学資金または日本学生支援機構奨学金との併給は受けられません。)

◆募集人数

①茨城県育英奨学資金

270人程度

(予算の範囲内)

②茨城県奨学資金 140人

※選考委員会において家計状況及び学業成績等により選考します。

◆申込方法

各学校の事務局から募集要項等を受け取り、願書、口座振込依頼書及び収入証明等を各学校に提出してください。

締切は平成20年5月中旬です。(各学校への相談は4月中にお願いします。)

◆申込み・問合せ先

茨城県教育庁高校教育課

TEL 029-301-5245
FAX 029-301-5269
HP <http://www.edu.pref.ibaraki.jp>

「こけいね農塾」

受講者募集

講義と実習により農業技術の基礎知識を体系的に学べる研修を行います。今回は、定年帰農者等支援研修・水稲入門コースと営農支援研修をお知らせします。

◆期日

平成20年6月～10月

◆時間

原則、平日の夜間と土曜日の日中

◆対象者

○定年帰農者等支援研修・

水稲入門コース

農産物を販売し収入を得ようとする概ね65歳までの方

○営農支援研修

本格的な農業経営を目指す概ね45歳までの方

◆応募資格

茨城県内で近く農業を始める方や農業を始めて間もない方

◆定員 各コース40名

◆場所

県立農業大学校（東茨城郡茨城町長岡4070-1186）

◆料金

受講料は無料、テキストなどは自己負担

◆申込方法

居住地を管轄する農業改良普及センターを経由して、県立農業大学校に申し込んでください。申込者多数の場合は、選考の上、決定させていただきます。

◆申込締切

平成20年5月30日（金）必着

◆申込み及び問合せ先

稲敷地域農業改良普及センター

TEL 029-892-2934

県立農業大学校研修科

TEL 029-292-0010

TEL 029-292-0903

HP <http://www.ibanodai.ac.jp/>

河川愛護モニター募集

利根川をやさしく見守ってくださる河川愛護モニターを募集します。

◆応募資格

町内の利根川付近に在住する満20歳以上の方

◆応募方法

官製はがきまたはファック

スに、氏名、年齢・性別、住所・電話番号、職業、所属する団体（NPOなど）等があればその団体名、これまで自治体等の地域に密着した活動へ参加した経験、応募理由・利根川の感想、過去の河川愛護モニター経験の有無を記入の上、応募先に送付してください。

◆応募締切

平成20年5月8日（木）必着
6月中旬に選考結果を応募者あてに送付します。

◆応募及び問合せ先

〒300-1403

河内町金江津官堤

国土交通省利根川下流河川事務所金江津出張所河川愛護モニター担当

TEL 86-22002

FAX 86-2377

※詳細は、当事務所のホームページ <http://www.ktr.mlit.go.jp/tonage/> または、

都市整備課、国土交通省金江津出張所にて配付の要綱をご覧ください。

ををご覧ください。

ハーモニーフライト

いばらき2008団員募集

地域の女性リーダーを育成するため、男女共同参画

をはじめ、環境・福祉・教育のテーマについて海外研修を実施します。

◆研修先

スウェーデン・イギリス

◆派遣期間

平成20年10月22日（水）

～30日（木）

このほか、3回の事前研修と1回の事後研修（いずれも1泊2日）を予定

◆参加費

25万円程度

（渡航経費の1/2、事前・事後研修費として）

◆募集期間

平成20年4月14日（月）

～5月14日（水）

◆募集人員

17名

◆応募資格

平成20年4月1日現在で30歳以上61歳未満であり、日本国籍を有し、5年以上県内に居住している女性

（ただし、県が主催した海外派遣事業に参加した経験がある者、国または地方公共団体の議会の議員及び公務員は応募できません。）

◆応募方法

申込書等関係書類を役場町民課へ提出してください。

◆問合せ先

茨城県知事公室女性青少年課
TEL 029-301-2178

HP <http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/bugai/josei/josei.htm>

農業簿記講習会会員募集

県農業会議と稲敷地方農業改良普及センターの支援により、現在15名で開催しています。

この度、20年度の開催にあたり会員の募集をいたします。受講料は無料です。

この講習は、農業簿記による青色申告をすることを目的としています。

◆開催予定日

平成20年6月から平成21年3月まで（毎月1回で計10回）

◆場所

改善センター 農事研究室

◆講師

県農業会議・農業改良普及センター・専門家

（必要に応じ）

◆対象者 認定農業者

◆募集人員 5名程度

◆募集締切

平成20年4月30日（水）

◆申込先
河内町役場経済課
農業者支援センター 飯塚
TEL 84-2111(内線156)

ご案内

平成20年度母子家庭等 自立促進講習会

母子家庭等の就労支援対策の一助として、自立促進を図るための講習会「訪問介護員2級課程講習会」を実施します。

◆受講対象者

母子家庭の母及び寡婦

◆受講科目

訪問介護員2級課程

◆募集人員

30名

◆受講期間

・平成20年6月29日～平成20年11月30日(延べ日数22日/130時間) 午前9時30分～午後4時30分

◆講義及び実技

土曜日、日曜日 18日
・施設実習 平日 2日
・市町村ヘルパー同行実習 平日 2日

◆講習会場

県立母子の家 母子福祉セ

ンター(水戸市八幡町11-52)

◆受講手続

希望者は、申込書に必要書類を添付し平成20年5月25日(消印有効)までに申し込んでください。

※申込者は、全日程出席できる人でおおむね母子家庭及び寡婦となり7年以内の人であること。(申込多数の場合は、母子家庭を優先)

◆その他

・受講料は無料で、所得3、100,000円以下の方には交通費の一部を支給します。なお、受講者のボランティア行事用保険料及び細菌検査料は自己負担となります。
・託児所あり

◆申込先

〒310-0065

水戸市八幡町11-52

県立母子の家 母子福祉セ

ンター

TEL 029-221-8497

※講習会日程及び申込書は役場町民課にありますので、受講を希望される方は、役場町民課(TEL 84-2111内線181)までご連絡ください。

こども環境フェスティバル 2008

「こどもたちの未来のために」に広げよう水質浄化の輪」をテーマに、霞ヶ浦や環境問題について楽しみながら学べる催しを、盛りだくさんに用意しています。

◆期日

平成20年5月5日(月・祝)
午前9時30分～午後3時

◆場所

県霞ヶ浦環境科学センター
(土浦市沖宿町1853)

◆問合せ先

県霞ヶ浦環境科学センター

企画・交流課

TEL 029-828-0961

HP [http://www.kasumigaura.](http://www.kasumigaura.pref.ibaraki.jp)

pref.ibaraki.jp

第57回利根川水系連合 水防演習を行います

この演習は毎年出水期前に、水防技術の向上や水防体制の整備強化と住民のみなさんの水防に対するご理解とご協力を得ることを目的に、関東1都6県及び千葉県、茨城県の主催により開催します。地元水防団による水防訓練、

自主防災会による避難訓練、自衛隊・千葉県警・消防本部・日本赤十字社による救出・救護訓練、炊き出し訓練、展示コーナーなど盛り沢山の内容となっていますので、ぜひご家族で見学にお越しください。

◆日時

平成20年5月17日(土)

雨天決行
午前8時50分～午後零時30分

※体験・展示コーナーは午後2時まで

◆会場：千葉県印旛郡栄町
出津地先(利根川河川敷)

※駐車場あり

◆問合せ先

国土交通省利根川下流河川事務所防災対策課

TEL 0478-5216365

広報紙に掲載された写真をお分けします(データで)

◆申込方法

①電子メールで、hisho@town.ibaraki-kawachi.lg.jp宛に、件名を「写真希望」とし、本文に1.氏名、2.住所、3.掲載月、4.掲載ページ、5.「〇〇」が写っている写真と明記してメールしてください。

※画像サイズが約1MBから3MB程度です。

②電子媒体を総務課秘書室まで持参してください。

(CD-R、MOなど)

◆問合せ先

役場総務課秘書広聴G

TEL 84-2111(内線103)

駐在さんが 代わりました

◆長竿駐在所

氏名 照沼 克夫

住所 長竿3648

電話 84-2544



へおわびと訂正

広報かわち3月号のP14の『新しい健診制度がはじまります』の文中の【胸囲】は【腹囲】の誤りでした。おわびして訂正いたします。

住民基本台帳カードの活用を！

住基カードはセキュリティの高いICカードで、写真付きカードは公的な身分証明書として利用できます。また、行政手続の電子申請にも利用でき便利です。

○住基カードの特徴

- ・高度のセキュリティ機能を備えたICカードです。
- ・写真付きの住基カードは、公的な身分証明書として利用できます。
- ・住民票の写しの広域交付、転入転出の簡素化等で利用できます。
- ・公的個人認証サービスの電子証明書を保存することで、インターネットから各種行政手続が可能となります。



◆申込み方法◆

役場町民課窓口で交付申請書を提出してください。その際、運転免許証、パスポートなどの官公署が発行した写真付きの証明書が必要になります。写真付き住基カードを希望される方は、上半身、無帽、正面、無背景で6カ月以内に撮影した縦45mm×横35mmの写真を用意してください。交付手数料に500円かかります。

◆問合せ先◆ 役場町民課住民係 TEL 84-2111 (内線183、184)

5月1日から7日までは憲法週間です

5月3日の憲法記念日を中心に5月1日から7日までの1週間を憲法週間とし、関係機関では人権尊重思想の普及高揚に努めています。

基本的人権の尊重は日本国憲法の重要な柱の一つであり、すべての人の人権が尊重される社会が実現されなければなりません。

憲法週間に当たり、身近で起こる差別や偏見について一人一人が考え、人権尊重の意識を高め、豊かな人間関係をつくりましょう。

人権問題でお困りのときは、最寄りの法務局の人権相談所又は人権擁護委員までご相談ください。

《世界人権宣言60周年》

育てよう 一人一人の 人権意識
一思いやりの心・かけがえのない命を大切にー

水戸地方法務局 茨城県人権擁護委員連合会

◆相談窓口◆

竜ヶ崎人権擁護委員協議会
TEL 64-2607

短歌

かわち短歌会

ハウス内片付けられて種蒔きの準備に入る陽光は春 青野 清一
八十遙か過ぐる^{よれい}の吾等なり^{こもも}交々語るは幼きこと 久松 浩洋
逝きてより六十二年その父の思い出と生きた七十四となる 庄司 登千子
羅臼岳雪の冠虹を抱き礼装整え客を迎える 石山 候江
老いをいふ已を素直に受け止めて晴耕も良し雨読またよし 青木 保

二次会も爆笑でめめ春の旅 橋爪 かん
大野 けい子
白椿母の句集の中に咲く 杉原 利代
朝もやの晴れて顔出す紅椿 川口 ふく
長らへてめくるアルバム春炬燵 大塚 一重
道巾をくれなるに染め落椿 寺田 節子
あやす子に眼鏡とられて暖かし 津根 としお
早春や土ぼこり舞う野菜畑 遠藤 正雄
飛騨格子続く家並みの大つらら 田中 康夫

俳句

かわち俳句会

野良猫の器用に拂ふ春の泥 大野 志げ子
意のままにならねど春を待つ心 鴻野 たけ
吊し雛老いたる妻の針の跡 若泉 栄治
ほうき持つその手に落ちる椿かな 寺田 節子
文化財守る生活や雪しまく 田沼 和子
温もりの人の情けや梅咲けり 吉田 四郎
(白川郷にて)

◆ 定例相談 ◆

心配ごと相談

日時 5月1日(木) 午前10時～正午
5月15日(木) 午前10時～午後3時
場所 公民館第2分館
問合せ先 河内町社会福祉協議会
☎84-2830

教育相談

日時 月・水・木曜日 午後1時～5時
場所 教育委員会事務局
問合せ先 ☎84-3322
FAX 84-4730

成田空港に関する相談

日時 月～金曜日 午前9時～午後4時
場所 株ふるさとかわち事務所2階
(河内町長竿188)
問合せ先 茨城地域相談センター
☎84-5017

交通事故相談

日時 月～金曜日
午前9時～正午 午後1時～4時45分
弁護士相談 毎週水曜日
午後1時～4時(要予約)
土浦合同庁舎 本庁舎3F(☎029-823-1123)
巡回相談 毎月第2水曜日
午前10時～正午 午後1時～3時
龍ヶ崎市役所(TEL 64-1111)
※弁護士相談・巡回相談は面接のみ
問合せ先 県南地方交通事故相談所
☎029-823-1123

◆ 交通事故発生状況 ◆

町内の交通事故3月発生状況

(前月比) (累計)
発生件数(人身事故) 5件(+3)(10)
死者数 0人(±0)(0)
負傷者数 10人(+7)(17)
竜ヶ崎警察署調べ

◆ 戸籍の窓 ◆

おめでた 9人 転入 37人
おくやみ 11人 転出 47人

◆ 人口・世帯 ◆

平成20年4月1日現在
人口 10,952人 (-12)
男 5,396人 (-10)
女 5,556人 (-2)
世帯数 3,423世帯(+7)

◆ TELガイド ◆

役場	☎84-2111	教育委員会事務局	学校教育G	☎84-3322
都整備課	上下水道G ☎84-2361	生涯学習G	(公民館)	☎84-2843
	建設環境G ☎84-2921	福祉センター		☎84-3699
つつみ会館	☎86-3740	保健センター		☎84-4486
地域包括支援センター	☎60-4071	防犯かわち(音声案内)		☎84-2212
社会福祉協議会	☎84-2830	シルバー人材センター		☎84-5455

◆ 休日診療当番医(5月) ◆

	江戸崎地区	龍ヶ崎地区	
		内科	外科
3日	江戸崎病院 ☎029-894-2611	野上小児科医院 ☎65-3375	秋本脳神経外科 ☎64-3311
4日	角崎クリニック ☎029-787-6030	鴻巣クリニック ☎61-0151	牛尾病院 ☎66-6111
5日	竹尾医院 ☎0297-86-2436	はたの内科松葉クリニック ☎65-7282	野村医院 ☎62-6561
6日	矢野整形外科医院 ☎029-892-2127	朝野循環器科クリニック ☎62-0178	いがらしクリニック ☎62-0936
11日	江戸崎眼科 ☎029-892-0262	山村医院 ☎66-0555	菊地整形外科 ☎64-6111
18日	宮本病院 ☎029-979-2114	山本医院 ☎66-3348	斎藤クリニック ☎64-3527
25日	ゆはらクリニック ☎029-894-2002	横田医院 ☎62-0047	みやお外科整形外科クリニック ☎62-3761

※休日当番医は変更することがあります。
診療を受ける際は、必ず電話でご確認ください。

県救急医療情報システム：24時間お医者さんを探すことができます。

救急医療情報コントロールセンター ☎029-241-4199
ホームページ: <http://www.qq.pref.ibaraki.jp/>
救急医療情報システム 携帯サイト: <http://qq.pref.ibaraki.jp/kt/>

◆ ごみ収集日(5月) ◆

資 源 回 収 日				燃えないごみ収集日			
A地区	20	C地区	13・27	A地区	10	C地区	24
B地区	8・22	D地区	1・15・29	B地区		D地区	
燃えるごみ収集日				粗大ごみの予約収集日			
全地区	毎週月・水・金曜日			5月中の予約→6月7日			

広報

かわち

平成20年4月15日発行

編集・発行 河内町役場総務課
〒300-1392 茨城県稲敷郡河内町源清田1183
ホームページアドレス <http://www.town.ibaraki-kawachi.lg.jp/>